令和９年度
横浜保育室の利用にあたって
（給付認定申請のご案内）

給付認定申請は、保育の必要性や、保育料軽減助成の対象かどうかを確認するための申請です。給付認定申請書を市で審査後、「教育・保育給付認定決定通知書」（以下「通知書」という。）が申請者に送付されます。なお、給付認定を受けるためには、保護者のいずれもが「保育の必要性の認定基準」を満たす必要があります。

はじめにご確認ください

来年４月以降の認可保育所等※の利用申請をされる方（既に申請された方）は、この手続は不要です。

認可保育所等を申し込む場合は、利用申請書とともに給付認定申請書も提出しますので、横浜保育室用に改めて給付認定申請書を提出する必要はありません。保育所等の利用申請時にあわせて行った給付認定申請により交付される「通知書」を、利用する横浜保育室に提示してください。重複して申請があった場合は、横浜保育室用にご提出いただいた申請書類を申請者あてに返却します。

※認可保育所等…認可保育所、認定こども園（保育利用）、家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業（地域枠）

もくじ

1 申請にあたっての同意事項(重要)…… P.2
2 受付開始日・提出先…… P.3
3 保育の必要性の認定…… P.3
4 申請に必要な書類…… P.4
5 申請上の留意点…… P.7
6 お問合せ先…… P.8

令和９年度の年齢別クラスは次のとおりです。

クラス（実施年齢）	生年月日
０歳児	令和 ８ 年（2026年）４月２日 ～
１歳児	令和 ７ 年（2025年）４月２日 ～ 令和 ８ 年（2026年）４月１日
２歳児	令和 ６ 年（2024年）４月２日 ～ 令和 ７ 年（2025年）４月１日
３歳児	令和 ５ 年（2023年）４月２日 ～ 令和 ６ 年（2024年）４月１日
４歳児	令和 ４ 年（2022年）４月２日 ～ 令和 ５ 年（2023年）４月１日
５歳児	令和 ３ 年（2021年）４月２日 ～ 令和 ４ 年（2022年）４月１日

Y

1　申請にあたっての同意事項（重要）

給付認定申請にあたって、次の事項に同意のうえ、申請してください。

- 給付認定申請にあたっては、利用を希望する年度の横浜保育室の利用にあたって（給付認定申請のご案内）を確認したうえで申請してください。
- 横浜市が、申請書類に記載されている事項、認定区分及び認定期間に関する情報、その他教育・保育の運営上必要と認められる情報を施設・事業者に提供することがあります。
- 横浜市が、給付認定の審査のために、申請に係る児童の保護者の就労先事業者等の関係者に照会を行うことがあります。
- 申請内容が事実と相違した場合は（提出書類の偽造・改ざん等を含む）、横浜市が給付認定を取り消すことがあります。
- 横浜市が、給付認定の審査のために、子ども・子育て支援法（以下、「法」という。）第 16 条（第 30 条の3により準用される場合を含む）により、必要な情報（地方税関係情報等）について、住民基本台帳、課税台帳その他公簿等を確認する（マイナンバーを用いた情報連携を含む）ことや、他の行政機関等に必要な資料の提供を求めることがあります。
- 子どものための教育・保育給付は、給付認定保護者に代わり、利用する施設・事業者が受領します。また、子育てのための施設等利用給付は、給付認定保護者に代わり、利用する施設・事業者が受領することがあります。
- 申請時点から世帯の状況等に変更があった場合は、速やかに申請・届出を行ってください。申請・届出が遅れた場合、認定等に影響する可能性があります。
- 申請内容によって、他の申請区分の認定を変更する必要が生じた際には、当該認定を変更します。

＜注意＞

　申請内容に虚偽（提出書類の偽造・改ざん等を含む）があった場合は、給付認定を取り消すことがあります。また、就労先事業所名が記名されている就労証明書等を無断で作成し、または改変を行うなど、有印私文書偽造罪、有印私文書変造罪または私電磁的記録不正作出罪の構成要件に該当すると認められる場合には、各罪が成立し得ると考えられます。

　なお、就労証明書等の記載事項について就労先事業者等に問い合わせる場合がございますので、ご了承ください。

2　受付開始日・提出先

受付開始日：令和８年 12 月１日（火）

必ず、入園日以前に申請を行ってください。提出先は申請日によって異なります。（下表参照）

申請日	令和９年３月 10 日（水）まで	令和９年３月 11 日（木）以降
提出先	郵送受付のみ 〒231-0015 横浜市中区尾上町1-8　関内新井ビル 10 階 横浜市こども青少年局 認定･利用調整事務センター　行	お住まいの区の区役所こども家庭支援課へ 郵送または窓口へ持参
問合せ先	●通知書が届くまでのお問合せ 保育･教育認定課　　045(671)0253 ●通知書が届いた後のお問合せ お住まいの区の区役所こども家庭支援課	お住まいの区の区役所こども家庭支援課

3　保育の必要性の認定

保護者のいずれもが、以下に示すような状況により保育を必要とする場合に、横浜市が保育の必要性を認定します。（認定基準の詳細は、ページ下部の URL・二次元コードより参照してください。）
※　保育の必要性の認定基準を満たさないときは、求職中認定となる場合があります。

保 護 者 の 状 況	給付認定の有効期間
会社や自宅を問わず、月 64 時間以上働いているとき	最長、就学前まで
妊娠しているとき、出産の準備や出産後の休養が必要なとき	※１
病気・けがや障害のため保育を必要とするとき	最長、就学前まで
病人や障害者、要介護者を月 64 時間以上介護しているとき	最長、就学前まで
自宅や近所の火災などの災害の復旧にあたっているとき	最長、就学前まで
仕事を探しているとき（求職中）※2	３か月以内
大学や職業訓練校などに月 64 時間以上通っているとき	通学期間中
虐待や配偶者等からのＤＶ（家庭内暴力）のおそれがあるとき	最長、就学前まで
育児休業を終了し、仕事に復帰するとき※3	最長、就学前まで

※１　出産事由の認定の有効期間について

・出産事由における給付認定の有効期間は、妊娠が判明し、母子手帳の交付を受けた保護者が希望する日から、出産または出産予定日から起算して８週間後の日の翌日の属する月の末日までの期間が該当します。
（例）出産予定日が９月５日の場合、「出産予定日から起算して８週間後の日の翌日」は 10 月 31 日であるため、認定有効期間の終期は 10 月 31 日となります。

※２　求職中の認定について

・認定基準を満たすことを証明する書類（月 64 時間以上就労することを証明する「就労証明書」等）を提出せず、認定期間の満了を迎えた場合、保育料軽減助成を受けることができなくなります。

※３　復職前提の就労認定について

・横浜保育室の利用開始時は、利用開始月中に育児休業を終了し、利用開始日の翌月１日までに復職する必要があります。
（例）４月１日利用開始の方は、４月１日～４月 30 日までの間に育児休業を終了し、５月１日までに復職する必要があります。復職せず育児休業を取得し続けた場合、就労事由として認定ができず、保育の必要性の認定を受けることができなくなります。

認定における基準や考え方について定めている「横浜市給付認定及び利用調整に関する基準」及び「横浜市給付認定及び利用調整に関する基準の具体的運用について」は、
以下の横浜市ウェブサイトからご覧いただけます。
【横浜市給付認定及び利用調整に関する基準等】で検索
https://www.city.yokohama.lg.jp/kosodate-kyoiku/hoiku-yoji/shisetsu/riyou/kijun.html

4　申請に必要な書類

認定結果に影響する場合がありますので、記入漏れや内容に誤りがないことを確認のうえ、提出してください。書類に不明な点がある場合は、横浜市から電話等で内容を確認することがあります。
なお、**提出した書類は返却できませんので、コピー等をとって保管することをおすすめします。**

(1) すべての方が必要な書類

必要な書類	注意点
A　**給付認定申請書（兼認定内容確認票）**	**必ず表面・裏面とも記入**してください。
C　**利用施設等届出書**	利用する施設・事業名等を記入してください。
D　**マイナンバー記入用紙、本人確認書類**	P.６を確認のうえ、用意してください。
保育を必要とすることを証明する書類	保護者それぞれの状況により必要な書類が異なります。下の表を確認してください。

(2)保育を必要とすることを証明する書類　※すべての保護者について提出が必要です。

保護者の状況		必要な書類	
就労	働いているとき （内定の場合を含む）	**就労証明書** ・2026年９月に横浜市が公開した様式で、提出日時点の雇用状況（内定等の予定含む）等を証明するものを提出してください。証明日が提出日から６か月より前のものである場合、就労認定とならない場合があります。 ・就労先が複数ある場合は、それぞれの就労先事業者等による証明が必要です。 ・横浜市から就労先事業者等に連絡する場合があります。 **・必ず、横浜市ウェブサイト（もしくは裏面「記入する際にご確認いただきたいこと（重要）」）をご確認ください。作成を依頼する就労先にも、確認するようお伝えください。** https://www.city.yokohama.lg.jp/kosodate-kyoiku/hoiku-yoji/shisetsu/riyou/shuroushoumeisho.html	
出産	妊娠しているとき、出産の準備や出産後の休養が必要なとき	**母子健康手帳のコピー**	「表紙」と「分娩（出産）予定日が確認できるページ」のコピー ※横浜市の母子健康手帳はP.４に分娩（出産）予定日欄があります。
病気・けが	保護者が 病気・けがのとき	**診断書等**	医療機関が証明する保育が困難な状況、傷病名が記載されたもの
障害	保護者に 障害があるとき	**なし**	横浜市で障害者手帳等の交付状況等を確認できない場合、障害者手帳等のコピーを提出していただく場合があります。
介護・看護	病人や障害者、要介護者を介護しているとき	**・病人の診断書または介護を受けている方の障害者手帳等※のコピー、介護保険被保険者証のコピー等** **・タイムスケジュール**	・病人の疾病名、期間や要介護状態が分かるもの ・介護に従事していることが分かるタイムスケジュール ※**身体障害者手帳**の場合 …手帳番号、本人欄、障害名・交付履歴等（記載がある場合）が確認できる部分のコピー **愛の手帳（療育手帳）・精神障害者保健福祉手帳**の場合 …手帳番号、本人欄が確認できる部分のコピー
	通所（通学）の 付添いをしているとき	**・通園・通学証明書** **・タイムスケジュール**	・通所（通学）先の発行する証明書 ・付添いのタイムスケジュール
通学	保護者が学校に 通っているとき	**・在学証明書** **・在学期間・時間割の分かる資料**	時間割表が提出できない場合は授業内容等が分かる書類（カリキュラム等）およびタイムスケジュール

＊ 証明書等の提出がない場合には、求職中扱い（認定期間が３か月）となります。

（3）申請児童や世帯の状況により必要となる書類

保護者が以下の状況にあてはまる場合は、該当する保護者について必要な書類を提出してください。（例えば、父母世帯で父母それぞれがあてはまる場合は、父母それぞれの証明書類が必要です。）

※　マイナンバー連携により、税情報が取得できなかった場合、住民税（非）課税証明書の提出を求める場合があります。
※　必要な書類が提出されない等の理由で、市民税所得割額の計算ができない場合は、横浜保育室保護者負担軽減が受けられない場合がありますのでご注意ください。

状況	必要書類
令和７年中に 海外勤務または居住期間が ある方 ※令和９年４月～８月に認定開始となる方 ・令和８年１月１日時点で横浜市に住民登録があった方も含めます	・**海外収入申告書**（収入がない場合も提出してください） ・**令和７年中の海外勤務期間中の所得額や、社会保険料等の各種控除額等が分かる証明書類【2025 年１月～12 月の 12 か月分】**（会社からの給与支払証明書等） ※　国内での所得もあった場合、その所得額や、社会保険料等各種控除額等の証明書類も提出してください。
令和８年中に 海外勤務または居住期間が ある方 ※令和９年９月～令和 10 年３月に認定開始となる方 ・令和９年１月１日時点で横浜市に住民登録があった方も含めます	・**海外収入申告書**（収入がない場合も提出してください） ・**令和８年中の海外勤務期間中の所得額や、社会保険料等の各種控除額等が分かる証明書類【2026 年１月～12 月の 12 か月分】**（会社からの給与支払証明書等） ※　国内での所得もあった場合、その所得額や、社会保険料等各種控除額等の証明書類も提出してください。

＜コラム＞
保護者が育児休業を取得した場合における、横浜保育室の利用継続について

在園児以外の子（第２子等）の育児休業を取得する場合には、既に利用中の施設の利用継続を希望し、当該育児休業の間に継続して利用することが必要であると認められる際に、育児休業中の利用継続を認めています。

１　育児休業中に利用継続できる条件
（１）育児休業の取得以前から横浜保育室を利用していること　かつ
（２）育児休業中も同一施設を利用すること

２　育児休業中に利用継続できる期間
育児休業が終了する日が属する月の末日まで

３　育児休業中に利用継続する際の必要書類
（１）認定変更申請書
（２）育児休業証明書（就労先事業者等が記載したもの）

(4) マイナンバーの提出について

給付認定申請にあたっては、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」に基づき、マイナンバーの提出が必要です。

≪必要なもの≫

(1) マイナンバー記入用紙
(2) 本人確認書類
① 番号確認書類
② 身元確認書類
給付認定申請書の「申請者」欄に記載された方の分を提出してください。
※ 認定申請書類と一緒に提出してください。
（申請児童およびその他の方の書類は不要です。）

ア　マイナンバー記入用紙への記入

マイナンバー記入用紙には、給付認定申請書に記入した申請児童、申請児童の保護者、家族および同居人の情報を記入してください。（保護者の方は、単身赴任等の理由で同居されていない場合も記入してください。ただし、虐待・ＤＶ等の理由で同居されていない場合は記入不要です。）

イ　本人確認書類の提出　※①・②両方必要です。

マイナンバー記入用紙を提出する際は、**給付認定申請書の「申請者」欄に記載された方**の本人確認（「①番号確認」と「②身元確認」）が必要です。

※　提出の際の注意点

郵送申請の際は、「マイナンバー本人確認書類貼付台紙（郵送申請用）」に「本人確認書類のコピー」を貼付したうえで、申請書類とともに封筒に入れてください。ただし、住民票の写しについては、原本を貼付してください。

窓口申請の際は、その場で本人確認を行いますので、本人確認書類の原本を提示してください。（コピーを用意していただく必要はありません。）

① 番号確認書類	いずれか１点
	・マイナンバーカード（裏面） ・通知カード※ 郵送申請の場合、マイナンバーが分かる面のコピーを貼付 ・マイナンバーが記載された住民票の写し（または住民票記載事項証明書） ※通知カードの記載事項（住所、氏名等）が住民票と一致していない場合は、番号確認書類として利用できません。

② 身元確認書類	１点で可能なもの（顔写真付の公的証明書）	
郵送申請の場合 ① 顔写真 ② 氏名 ③ 生年月日または住所が分かる面のコピーを貼付	・マイナンバーカード（表面） ・パスポート ・精神障害者保健福祉手帳 ・在留カード	・運転免許証 ・身体障害者手帳 ・愛の手帳（療育手帳） 等
	２点必要なもの　Ａ２点　または　Ａ１点とＢ１点	
	Ａ　顔写真なしの公的証明書 「氏名」と「生年月日または住所」の記載があるもの	**Ｂ　顔写真付の証明書** 顔写真の掲載があるもの
	・資格確認書（健康保険） ・年金手帳 ・児童扶養手当証書　等	・学生証 ・法人が発行した証明書 ・公的機関発行の資格証明書

5　申請上の留意点

(1) 通知書の発送予定日について

４月利用開始の場合は、認定事務が集中し審査等に時間を要するため、発送までにお時間をいただきます。お早めにご申請ください。

年内に申請された方	２月上旬以降の発送を予定しています。
１月～２月に申請された方	２月下旬以降に随時発送を予定しています。（申請後１か月ほどで発送予定）
３月以降に申請された方	３月下旬頃までに随時発送いたしますが、３月中旬以降の申請の場合、４月以降の発送になる場合があります。あらかじめご了承ください。

(2) 通知書がない場合の利用希望について

通知書がない場合、横浜保育室が認めれば利用することは可能ですが、助成対象※になりません。横浜市在住の方が横浜保育室を助成対象児童として利用するためには通知書が必要です。なお、川崎市在住の方が横浜保育室を助成対象児童として利用するためには、利用理由申立書や雇用証明書等の必要書類を横浜保育室に提出する必要があります。

※助成対象とは
　保育の必要性を認められる（給付認定を受けている）児童については、その児童分の保育費用を横浜市が施設に助成を行っているため、保育料の上限が 58,100 円となりますが、保育の必要性を認められない（給付認定を受けていない）児童については、保育料の上限が 58,100 円を超える場合があります。

(3) 既に給付認定を受けている方へ

再度の申請は必要ありませんが、保育を必要とする状況の確認のため、必要な書類をお住まいの区の区役所こども家庭支援課にご提出いただく場合があります。また、給付認定の有効期間が切れている場合は、改めて認定申請を行う必要がありますので、区役所こども家庭支援課にて手続きを行ってください。

※認可保育所等から横浜保育室へ転園する場合、退園の手続きを完了させてから横浜保育室の利用を開始してください。手続きをしなかった場合、必要な助成が受けられない場合がありますのでご留意ください。

(4) 給付認定を受けた後に、認定内容の変更がある場合について

「仕事が変わった」「就労を開始した」など、認定内容に変更があった場合は、すみやかに区役所こども家庭支援課で認定内容の変更を行ってください。また、認定内容に変更があった場合には、必ず利用している横浜保育室へ「給付認定変更決定通知書」を再度提示するようにお願いします。提示せずに利用を続けると、助成対象とならないことがあります（施設が正しい認定有効期間を把握できないため）のでご注意ください。

(5) 現在は横浜市外にお住まいで、横浜保育室利用開始までに横浜市へ転入する方へ

横浜市外から横浜市へ転入する場合、転入後にお住まいの区の区役所こども家庭支援課にて給付認定申請を行ってください。（必ず、入園日以前に申請を行ってください。）

(6) 川崎市にお住まいで、既に横浜保育室を利用されている方へ

川崎市から横浜市へ転入する場合、転入時にお住まいの区の区役所こども家庭支援課にて給付認定申請を行ってください。手続きをしなかった場合、必要な助成が受けられない場合がありますのでご留意ください。

6　お問合せ先

書類の書き方は、専用ダイヤルへ

専用ダイヤル

電話：０４５－６６４－２６０７　　FAX：０４５－２１１－４２５３

開設期間：令和９年１月 18 日（月）まで

（ただし、令和８年 12 月 29 日（火）～令和９年１月３日（日）は除く）

開設時間：午前８時から午後８時まで（土日祝日を含む）

その他のお問合せは、各区役所こども家庭支援課へ

【電話受付時間：月～金（祝日除く）午前８時 45 分から午後５時 15 分まで】

※　区役所窓口開庁時間は午前８時 45 分から午後５時 00 分までです。

区	電話	FAX	区	電話	FAX
鶴　見	510-1816	510-1887	金　沢	788-7795	788-7794
神奈川	411-7157	321-8820	港　北	540-2280	540-2426
西	320-8472	322-9875	緑	930-2331	930-2435
中	224-8172	224-8159	青　葉	978-2428	978-2422
南	341-1149	341-1145	都　筑	948-2463	948-2309
港　南	847-8498	842-0813	戸　塚	866-8467	866-8473
保土ケ谷	334-6397	334-6393	栄	894-8463	894-8406
旭	954-6173	951-4683	泉	800-2413	800-2524
磯　子	750-2435	750-2540	瀬　谷	367-5782	367-2943